

## 島根県看護職員等処遇改善事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 島根県看護職員等処遇改善事業補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

### (交付対象事業等)

第3条 この補助金は、「看護職員等処遇改善事業実施要綱」（令和4年1月11日付け医政発0111第4号。以下「実施要綱」という。）に基づき医療機関において実施される看護職員等の賃金改善に係る事業を交付の対象とする。

2 この補助金の対象事業者は、別表の第2欄に定める者とする。

### (交付額の算定方法等)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和4年4月30日までに、交付申請書（様式1）を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第7条 補助事業者は、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して知事の承認を受けようとするときは、令和4年7月10日までに、変更承認申請書(様式2)を提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、知事が要求する場合は、遂行状況報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、要求のあった月の末日現在の遂行状況を翌月10日までに知事へ報告しなければならない。

(概算払)

第9条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

2 前項の場合において、補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式4)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、実績報告書(様式3)を事業完了後1ヶ月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則 (令和4年4月8日医第10号)

1 この要綱は、令和4年4月8日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

## 別表

1 事業区分	2 対象事業者	3 基準額	4 対象経費
看護職員等の賃金改善等	実施要綱3に定められた医療機関のうち、実施要綱6の要件を満たす医療機関	対象医療機関の看護職員の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱7に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護職員等の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱7に基づき算出された経費